

八尾市条例第21号

八尾市生活環境の保全と創造に関する条例

八尾市公害防止条例（昭和54年八尾市条例第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 定義（第2条）

第3節 市の責務等（第3条－第10条）

第4節 事業者の責務等（第11条・第12条）

第5節 市民の役割（第13条）

第2章 各主体の協働と環境保全活動の推進（第14条－第18条）

第3章 公害の規制

第1節 工場等の規制（第19条－第36条）

第2節 カラオケに関する規制（第37条－第39条）

第3節 その他の規制（第40条－第48条）

第4章 都市生活型公害の防止

第1節 自動車による公害の防止（第49条－第51条）

第2節 航空機騒音等の防止（第52条）

第3節 生活騒音及び悪臭等の防止（第53条）

第5章 地球温暖化の防止（第54条）

第6章 環境の保全と創造に関する協定（第55条）

第7章 補則（第56条－第59条）

第8章 罰則（第60条－第66条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 この条例は、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号。以下「基本条例」という。）の理念にのっとり、公害の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定め、市、事業者及び市民の協働により、

現在及び将来の市民の健康と快適な生活環境の確保に資するとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。

第2節 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (2) 工場等 工場又は事業場をいう。
- (3) 特定工場等 別表に定める工場及び事業場をいう。
- (4) 有害物質 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条各号に規定する物質をいう。
- (5) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。

第3節 市の責務等

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者と協働して公害を防止し、環境への負荷の低減のために必要な施策を実施するものとする。

(規制措置)

第4条 市は、公害の原因となる物質等の排出等に関する規制その他公害防止に関する必要な規制の措置を講じなければならない。

(監視測定等の体制整備)

第5条 市は、公害の状況に対し適切な行政措置を行うために必要な監視、測定、調査及び検査の体制を整備しなければならない。

(公害状況等の公表)

第6条 市長は、公害の監視、測定及び調査の結果明らかになった公害の状況を公表しなければならない。

(苦情及び紛争の処理)

第7条 市は、公害に係る苦情及び紛争については、迅速かつ適正に処理するよう努めなければならない。

(公害による健康被害の調査等)

第8条 市は、公害により健康被害を受けた者がいるときは、関係法令を適用して救済の措置を行うとともに、関係機関と協力し、その拡充を図るよう努めるものとする。

(中小企業に対する支援)

第9条 市は、中小企業者が公害の防止のために行う施設の整備、改善若しくは移転又は環境への負荷の低減のための取組を促進するため、技術的助言、助成その他の必要な支援に努めるものとする。

(国等への要請)

第10条 市は、公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため必要があるときは、国又は他の地方公共団体に協力を要請するものとする。

第4節 事業者の責務等

(事業者の責務)

第11条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷を低減するため、自己の負担と責任において必要な措置を講ずるとともに、第3条に規定する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、公害を防止するため、自己の使用する施設に係る公害の発生原因となるおそれのあるものを常時監視し、適正に管理しなければならない。

3 事業者は、従業員に対し、公害の防止及び環境への負荷の低減に関する教育を計画的に実施し、その意識の向上に努めなければならない。

4 事業者は、公害関係法令及びこの条例の規定に違反していない場合においても、その事業活動に伴い、生活環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

5 事業者は、環境の保全に関する取組の状況について地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

(廃棄物の処理等による環境への負荷の低減等)

第12条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を処理又は再生利用するに当たっては、公害の防止及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

第5節 市民の役割

(市民の役割)

第13条 市民は、その日常生活において、生活環境の保全及び環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、第3条に規定する施策に協力しなければならない。

第2章 各主体の協働と環境保全活動の推進
(各主体の協働等)

第14条 快適な生活環境の確保を図るため、市は、第3条に規定する施策を策定及び実施し、事業者は、事業活動に関する情報を提供すること等により円滑なコミュニケーションの確保に努めるとともに、市民はこれらに積極的に参画し、それぞれの責任と役割を果たしながら、自主的な取組を実践するため、相互の連携及び協働の確保に努めなければならない。

(環境情報の提供)

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する活動を促進するため、環境の現状その他の必要な情報を提供するものとする。

(環境学習の推進等)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する活動への意欲を高めることに資するため、学習の機会の提供、広報活動その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、学校等における環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の活動の発展)

第17条 市長は、市民、事業者又はこれらの者で組織する団体の活動が、公害の防止その他の環境への負荷の低減の観点から他の模範となると認めるときは、その活動を公表し、もって市民等の活動の発展に努めるものとする。

(自主環境管理の推進)

第18条 事業者は、事業の実施に当たって、自主的に環境の保全等に関する方針及び目標を定め、その達成に向けた計画を策定し、実施状況の点検及び必要な見直しを行う一連の環境保全等の取組（以下「自主環境管理」という。）を推進するよう努めなければならない。

2 市は、事業者が自主環境管理を行うための情報の提供、助言その他の支援措置を行うものとする。

第3章 公害の規制

第1節 工場等の規制

(規制基準の遵守)

第19条 工場等の設置又は管理をしている者（以下「工場等の設置者」という。）は、当該工場等から、規則で定める規制基準を超える排出水を公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出してはならない。

2 市長は、前項の規制基準を定め、改定し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ八尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(屋外作業における騒音等の防止)

第20条 工場等の設置者は、屋外において資材等の積卸し、運搬用機器及び建設機械の使用、自動車の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動のより少ない機器の使用や作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の防止に努めなければならない。

2 工場等の設置者は、屋外において吹付塗装、研磨、粉砕等粉じんを発生させ、又は飛散させる作業を行ってはならない。ただし、飛散防止のための措置が講じられ、粉じんが飛散しない場合は、この限りでない。

(地下浸透の禁止)

第21条 工場等の設置者（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第49条第3項に規定する届出事業場の設置又は管理をしている者を除く。）は、土壌及び地下水の汚染を防止するために、有害物質を地下に浸透させてはならない。

(悪臭の防止)

第22条 工場等の設置者は、事業活動に伴って発生する悪臭により、生活環境に著しい支障を及ぼしてはならない。

2 市長は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の排出を防止するため、必要な指導指針を策定するものとする。

3 市長は、前項に規定する指導指針を定め、又は変更したときは、その内容

を公表するものとする。

(貸工場等の規制)

第23条 自己の所有する建物を他人に工場として使用させ、又は他人に工場として分譲しようとする者は、当該建物に対して、規則で定める公害防止に必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の所有者が必要な措置を講じていないと認めた場合は、当該建物の所有者に勧告することができる。

(事故時の措置)

第24条 工場等の設置者は、規則で定める場合を除き、事故により当該工場等から公害の原因となる物質を発生させ、又は発生させるおそれが生じたときは、直ちに当該事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 工場等の設置者は、規則で定める場合を除き、事故により当該工場等から公害の原因となる物質等を発生させたときは、直ちに、規則で定めるところにより、当該事故の状況等を市長に報告しなければならない。

3 市長は、工場等の設置者が第1項の応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

(特定工場等設置の許可)

第25条 特定工場等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第26条 市長は、前条の規定による許可の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を与えてはならない。

(1) 第19条第1項に規定する規制基準及び規則で定める基準に適合しないと認めるとき。

(2) 特定工場等が、規則で定める条件に適合しないとき。

2 市長は、前条の許可をするに当たっては、公害防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(表示板の掲出)

第27条 特定工場等の設置の許可申請をした者は、規則で定める表示板に、

所定の事項を記載し、規則で定めるところにより、当該特定工場等の建築現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(公害防止担当者の設置等)

第28条 特定工場等の設置者は、規則で定める場合を除き、当該特定工場等における公害の防止及び公害防止の施設等の維持管理の体制を確立するため、公害防止担当者を置かなければならない。

2 公害防止担当者は、公害の防止及び公害防止の施設等の維持管理に努め、必要に応じて公害防止の状況を市長に報告するとともに、市が行う講習会等に参加しなければならない。

(選任等の届出)

第29条 特定工場等の設置者は、公害防止担当者を選任し、又は変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定工場等の変更許可)

第30条 第25条の許可を受けた者が、当該許可に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 変更許可の申請者は、第27条に規定する表示板を掲示しなければならない。

3 第26条の規定は、第1項の許可をする場合に準用する。

(操業等の制限)

第31条 第25条又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、規則で定める検査申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る特定工場等が許可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、規則で定める検査済証を交付しなければならない。

3 第25条又は前条第1項の許可を受けた者は、前項の規定による検査に合格した後でなければ、当該申請に係る特定工場等を操業し、又は変更部分を使用してはならない。

4 第25条の許可を受け、第2項の検査済証の交付を受けた者は、規則で定める検査済表示板を、当該特定工場等の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(氏名等の変更及び特定工場等の廃止の届出)

第32条 第25条の許可を受けた者は、氏名若しくは名称、住所又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき、及び当該特定工場等を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第33条 第25条の許可を受けた者から、特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第25条の許可を受けた者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可手数料)

第34条 第25条又は第30条第1項の許可の申請者は、50,000円を限度とし、規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、前項に定める手数料を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体の行う事業に関し行われるものであるとき。

(2) 第30条第1項の許可申請に係る事項が、もっぱら公害防止を目的とするものであるとき。

(改善勧告)

第35条 市長は、工場等の設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置又は作業の方法について改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 工場等からの排出水が、第19条第1項の規制基準を超えて排出されているとき。

(2) 第20条第2項の規定に違反して屋外作業を行い、粉じんを飛散させたとき。

(3) 第21条の規定に違反して、地下に浸透させるおそれがあると認めるとき。

- (4) 第22条第1項の規定に違反して、事業活動に伴って発生した悪臭により、生活環境に著しい支障を及ぼしていると認めるとき。
- (5) 第26条第2項（第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反しているとき。

（改善命令等）

第36条 市長は、前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置又は作業の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第19条第1項又は第21条の規定に違反した工場等の設置者に対し、緊急の必要がある場合は、当該工場等における建物及び施設の構造若しくは配置又は作業の方法について、改善その他必要な措置をとるべきことを期限を定めて命じ、又は当該工場等の作業の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、特定工場等を設置している者が、第30条第1項の規定に違反した場合は、第25条の許可を取り消し、又は当該特定工場等の作業の全部若しくは一部の一時停止を命ずることができる。

4 市長は、第25条の許可を受けないで特定工場等を設置している者又は前項の規定により同条の許可を取り消された者に対し、当該特定工場等の操業の停止を命ずることができる。

第2節 カラオケに関する規制

（カラオケ装置の設置の届出）

第37条 飲食営業又は風俗営業を行う者（以下「飲食店等の営業者」という。）は、当該店舗においてカラオケ装置（再生された伴奏音楽等に合わせ、てマイクロホンを使って歌唱することができるように構成された装置をいう。以下同じ。）を設置しようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（カラオケ装置の設置基準）

第38条 飲食店等の営業者は、午後9時から翌日の午前6時までにおいて、カラオケ装置を用いて営業する場合は、規則で定める構造基準を遵守しなければならない。

2 飲食店等の営業者は、前項に規定する時間以外の時間においても、周辺的生活環境が損なわれるおそれがある場合は、同項の構造基準を遵守するよう努めるものとする。

(命令及び使用停止)

第39条 市長は、前条第1項の構造基準を遵守しない飲食店等の営業者に対し、騒音防止のために改善等必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、飲食店等の営業者が前項の命令に応じない場合において、規則で定める騒音に係る基準に違反している場合は、当該飲食店等の営業者に対し、カラオケ装置の使用の停止を命ずることができる。

第3節 その他の規制

(工業地域内の住宅規制)

第40条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章に定める工業地域において、譲渡又は他人に使用させることを目的とする住居の用に供される建築物を建築しようとする者は、騒音等による生活環境の侵害を避けるため、当該建築物を建築しようとする敷地の周辺に、規則で定める緩衝地帯を設けなければならない。ただし、やむを得ず建築する場合は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

(指導及び勧告)

第41条 市長は、前条に違反する者に対し、指導及び必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(建設工事に係る努力義務)

第42条 建設工事を行おうとする者は、機械及び工法の選定等に配慮することにより、当該建設工事として行われる作業により発生する騒音、振動又は粉じんによって周辺的生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第43条 何人も、燃焼に伴ってばい煙又は悪臭が発生する物を、みだりに屋外において燃焼させ、周辺的生活環境を損なってはならない。ただし、規則に定める燃焼行為については、この限りでない。

2 前項ただし書の燃焼行為を行う者は、周辺的生活環境に影響を及ぼすこと

のないよう努めなければならない。

(勧告又は命令)

第44条 市長は、前条第1項本文の規定に違反して燃焼行為を行った者に対し、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命令をすることができる。

(油の流出等の防止)

第45条 油(水質汚濁防止法第2条第5項に規定する油又はそれを含む汚水等をいう。以下同じ。)を使用等する者は、その適正な使用及び処理に努めるとともに、当該油をみだりに公共用水域に流出させ、又は地下浸透させてはならない。

2 油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させるおそれのある工場等の設置者は、油水分離施設等を設置し、維持管理を行うとともに、油を公共用水域へ流出させ、又は地下に浸透させないように努めなければならない。

(排出水の希釈)

第46条 工場等の設置者は、排出水の排出による水質の汚濁を防止するに当たっては、当該排出水を単に希釈する措置をとることをもって、水質の汚濁の防止の措置をとったものと解してはならない。

(着色水の流出の防止)

第47条 何人も、塗料等著しく公共用水域の水の色を変化させる着色水をみだりに公共用水域に流出させてはならない。

(土砂等の流出の防止)

第48条 事業者は、建設工事等において、土地の掘削等の行為により公共用水域に著しく土砂等を流出させ、水質を汚濁させてはならない。

第4章 都市生活型公害の防止

第1節 自動車による公害の防止

(自動車の使用抑制)

第49条 市、事業者及び市民は、環境への負荷の低減を図るため、自動車の効率的な使用及び公共交通機関又は自転車などの環境への負荷の少ない交通手段の利用に努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第50条 自動車を運転する者は、その自動車から発生する排出ガス等を最小

限にとどめるための適切な運転（以下「エコドライブ」という。）を行うよう努めなければならない。

- 2 自動車を事業の用に供する者は、その管理する自動車の運転者に対して、エコドライブを行わせるために、講習等を実施し、その普及に努めなければならない。

（低公害車の購入等）

第51条 市、事業者及び市民は、低公害車（排出ガスがない又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。）又は排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

第2節 航空機騒音等の防止

（八尾空港との協議）

第52条 市長は、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機から発生する騒音等により、周辺的生活環境を損ない、又はそのおそれがある場合は、八尾空港の設置者と協議を行うことができる。

- 2 八尾空港の設置者は、飛行時間等利用状況の変更が生じた場合は、市長と協議しなければならない。

第3節 生活騒音及び悪臭等の防止

（生活騒音及び悪臭等の防止）

第53条 市民は、日常生活に伴って発生する騒音、悪臭等により、周辺的生活環境を損なうことのないように配慮しなければならない。

第5章 地球温暖化の防止

（温室効果ガスの排出の抑制）

第54条 市、事業者及び市民は、地球温暖化を防止するため、その事業活動又は日常生活において、次に掲げるところにより、大気中への二酸化炭素、メタンその他温室効果ガスの排出を抑制するよう努めなければならない。

- (1) 省エネルギーの推進を図るため、エネルギーを効率的かつ合理的に利用するとともに、省エネルギー機器への転換を積極的に行うこと。
- (2) 温室効果ガスの排出量のより少ない製品を選択すること。
- (3) 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用を行うこと。

(4) 再生可能エネルギーの優先的な利用を行うこと。

第6章 環境の保全と創造に関する協定

(環境の保全と創造に関する協定)

第55条 市長は、現在及び将来の良好な環境を確保するために必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止及び環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

2 事業者は、市長から前項の協定の締結について協議を求められたときは、誠意をもってこれに応じるものとする。

第7章 補則

(立入検査)

第56条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場等、建設工事現場その他の場所に立ち入り、関係する施設、設備、帳簿書類その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査若しくは検査をさせ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第57条 市長は、公害関係法令又はこの条例の規定に違反している者があるときは、その者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及びその違反の状況を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者にその旨及び理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

(措置請求)

第58条 市民は、公害により人の健康又は生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市長に対し公害の発生源の調査及び必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けた場合は、工場等に公害の状況調査及び公害防止の指導を行い、その経過を当該市民に通知するものとする。

(委任)

第59条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第60条 第36条第4項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第3項の規定による命令に違反した者
- (2) 第25条の規定に違反し特定工場等を設置した者
- (3) 第30条第1項の規定による許可を受けないで規則で定める事項を変更した者
- (4) 第36条第1項から第3項までの規定による命令に違反した者
- (5) 第39条第2項の規定による停止命令に違反した者

第62条 第44条の規定による命令に違反し、燃焼行為を行った者は、3月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。

第63条 第31条第3項の規定に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第64条 第56条第1項の規定による立入調査若しくは検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の規定に違反した者
- (2) 第31条第4項の規定に違反した者
- (3) 第32条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第33条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第60条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の八尾市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第32条第1項に規定する特定工場等の設置の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において第25条の許可を受けた者とみなす。
- 3 施行日前に旧条例の規定に基づき行われた申請、報告、届出その他の行為及び市長が行った勧告、命令その他の行為は、この条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。この場合において、当該行為が行われた日にこの条例の相当規定に基づく行為が行われたものとみなす。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（跡部北の町三丁目地区地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部改正）

- 6 跡部北の町三丁目地区地区計画の区域における建築物の制限に関する条例（平成16年八尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「八尾市公害防止条例（昭和54年八尾市条例第17号）第52条ただし書」を「八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号）第40条ただし書」に改める。

附 則（平成31年3月25日条例第5号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

特定工場等	
1	<p>定格出力の合計が2.25キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を行う工場</p>
2	<p>定格出力の合計が0.75キロワット以上2.25キロワット未満の原動機を使用し、次に掲げる物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場</p> <p>(1) 紡績、サイジング、裁縫、織物、編物、撚糸、糸巻、組ひも、電線被覆、製袋、刺しゅう、製綿（再製綿を含む。）、製網又はファスナー植付</p> <p>(2) 金属の打抜き、型絞り、曲げ、矯正、切断又は切削</p> <p>(3) 金属箔又は金属粉の製造</p> <p>(4) 金属の線材又は棒材の加工</p> <p>(5) つき機、がら機、粉碎機若しくは糖衣機を使用する物品の製造又は加工</p> <p>(6) 石材又は合成樹脂の引割り</p> <p>(7) バーカー、チップー又は碎木機を使用する木材の加工</p> <p>(8) ふるい機を使用するふるい作業</p> <p>(9) 建設用資材の製造</p>
3	<p>次に掲げる物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場</p> <p>(1) 食料品の製造</p> <p>(2) 羽、毛若しくは繊維の染色、漂白、乾燥又は洗淨</p> <p>(3) 皮革のなめし、染色又は洗淨</p> <p>(4) パルプ、紙、紙加工品の製造又は加工</p> <p>(5) 出版、印刷又は製本</p> <p>(6) 製版</p> <p>(7) 無機若しくは有機化学工業製品の製造又は加工</p> <p>(8) 医薬品の製造又は加工</p> <p>(9) 飼料又は肥料の製造</p> <p>(10) 化学繊維の製造</p>

- (11) 油脂加工品、石鹼、合成洗剤、界面活性剤、塗料、火薬、農薬、香料、化粧品、ゼラチン、接着剤、写真感光材料若しくは天然樹脂製品の製造又は加工
- (12) 天然樹脂、木材、木皮その他の植物性原料からの物品の製造
- (13) 石油の精製（潤滑油の再生を含む。）又は加熱、コークス又はグリースの製造
- (14) 鉱油、動植物油脂又は溶剤の再生
- (15) 炭、懐炉灰、たどん、れん炭又は豆炭の製造
- (16) ゴム製品の製造（加硫、混練、溶融、ラテックス処理又はゴム引処理の作業に限る。）
- (17) 人造黒鉛、うわ薬原料、瓦、れんが、陶管、陶磁器、と石、けい藻土製品、ほうろう製品、岩綿、鉱さい綿、石こう又はるつぼの製造
- (18) セメント製品又は生コンクリートの製造
- (19) ガラス、ガラス製品の製造又は加工
- (20) 木材、木製品の製造若しくは加工又は薬品処理
- (21) 電気若しくはガスを用いる金属の溶接又は切断
- (22) 釘、鋸、ねじ、鋼球又はメタルラスの製造
- (23) 金属のはつり、つち打ち加工又は鋸打
- (24) ブラスト若しくはタンブラーによる金属の表面処理又は表面加工
- (25) 金属の溶融、精錬若しくは精製又は鋳型の造型
- (26) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (27) 金属管の製造
- (28) 金属の溶射
- (29) 金属の溶融めっき
- (30) 合成樹脂の配合、混練、発泡又は成型加工
- (31) 有機質壁材の製造
- (32) 吹付塗装、乾燥焼付又は樹脂加工
- (33) 酸又はアルカリによる表面処理
- (34) 電気めっき

- (35) 動力を使用する車両洗淨
- (36) 研磨機を使用する金属、窯業、土石、動物質骨材又は合成樹脂の研磨
- (37) 粉粒塊堆積場（面積が500平方メートル以上のものに限る。）
- (38) アスファルト、コールタール、木タール又は石油蒸溜産物若しくはその残りかすを原材料とする物品の製造
- (39) ガスの液化又は圧縮
- (40) 油缶その他の空き缶の再生又はドラム缶の洗淨
- (41) 動物臓器若しくは排せつ物を原料とする物品の製造又は加工
- (42) 油脂の採取又は加工
- (43) 墨、墨汁又はのりの製造

4 次の各号に掲げる事業場

- (1) ガソリンスタンド又は液化石油ガススタンド
- (2) 自動車洗車場（自動式車両洗淨施設を有するものに限る。）
- (3) 自動車整備場
- (4) セメントサイロ（セメントの袋詰め作業が行われるものに限る。）
- (5) 化製場
- (6) 死亡獣畜取扱場
- (7) と畜場
- (8) 畜舎（飼養規模が鶏100羽、豚房50平方メートル、牛房150平方メートル又は馬房500平方メートル以上のものに限る。）
- (9) 自家処理の用に供する焼却炉（火格子面積が1平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上のものに限る。）を設置するもの
- (10) 乾燥炉、加熱炉及び直火炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上であるか、又は変圧器の定格出力の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。）を設置するもの
- (11) 資源の再生を行う作業場（定格出力の合計が3.75キロワット以上

の原動機を使用又は敷地面積が50平方メートル以上のものに限る。)

- (12) 青写真の作成の用に供する施設を有するもの
- (13) 建設用資材置場又は残土置場（1年以上継続して使用し、置場面積が500平方メートル以上のものに限る。ただし、建設現場を除く。）
- (14) 石材加工場
- (15) 写真の作成の用に供する自動式洗浄施設を有する作業場
- (16) 倉庫（店舗に付随して設置されるもの、産業廃棄物積み替え保管施設及び倉庫部分の床面積が100平方メートル未満のものを除く。）
- (17) 洗たく業の用に供する施設を有する作業場
- (18) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- (19) 粉粒塊堆積場（面積が500平方メートル以上のものに限る。）
- (20) 給食業の用に供する調理施設を有する作業場